

変わる保育ママ

（上）待機児童急増 高まる役割

個人で預かる重責 支援不十分

保育所待機児童解消の切り札として、自宅などで少人数の子どもを預かる保育ママが注目されている。

自治体独自の保育サービスだったが、今年度から国の事業として位置づけられ、来年度以降はさらに積極活用される見通しだ。現場で働く“職業としてのママ”を追った。

「今日は、雨だから『穴落とし』で遊ぼうか!」。川崎市の家庭保育福祉員（保育ママ）水嶋昌子さん（52）の自宅マンションで、0～2歳の男児4人が水嶋さんの手作りおもちゃで遊び始めた。穴を開けた容器にブロックを押し込む、指先を使うおもちゃだ。

2歳児が最初に終わらせると、水嶋さんは「さすがお兄さんだね!」。ニカッとうれしそうな男児の顔を見ながら「子どもたちの日々の成長を見られる。こんなにやりがいのある仕事はありません」。

横浜市の保育ママ、鈴木道子さんは、自宅で1～2歳の乳幼児5人を預かる。お昼寝タイムに1歳児を抱っこし、子守歌を歌いながら背中をトントンとさすると、すーっと寝入った。「我が子のようにいとおいですね」。約30年間で100人以上育ててきた。

保育ママは個人宅の家庭的な雰囲気の中で、少人数で丁寧な保育ができることが利点とされてきた。1950年代に始まり、担い手不足や需要減などを理由に制度存続が危ぶまれた時代もあったが、待機児童の急増とともに、にわかに注目されている。新たに保育所を建設するよりも、保育士など資格をもった人の自宅などを活用し、低予算で保育の受け皿にできるためだ。

保育ママとして働く人は昨年度、全国で1140人。国は児童福祉法を改正し、今年度から国の制度として位置づけ、予算も28億円に倍増させた。認定研修（88時間と実習20日間）と基礎研修（21時間と実習2日以上）を受ければ保育士資格がなくても保育ママになれるようにした。ただ、自治体によっては、保育士などの資格を求めることもある。

また、保育所が連携するなどの支援策も自治体に義務付けた。国では、昨年度約2600人の利用児童数を、2014年度に1万9000人に増やす目標という。

政府の「待機児童ゼロ特命チーム」（村木厚子事務局長）も、保育ママの積極活用を検討中。来年度予算に特別枠を設ける予定だ。

だが休みにくい、責任が重い、孤立しやすいなど、課題も多い。9月には、神奈川県内で保育ママが預かっていた子どもが、昼寝中に死亡する事故も起きた。

事故を受けて、鈴木さんが理事長を務めるNPO法人「家庭的保育全国連絡協議会」は10月の会員報に「ゼロ歳児は5分ごと、1～2歳児は10分ごと」の昼寝チェックを推奨する健康観察表を同封した。鈴木さん自身も、タイマーを使って寝ている様子のチェックを欠かさない。「子どもたちが昼寝中でも、昼食をゆっくりとったり体を休めたりする暇はありません」

駒沢女子短大教授（家族社会学）の福川須美さんは「保育ママは知識と能力が求められる専門職だが十分に評価されず、個人の情熱と責任感に支えられてきた。国は保育の受け皿と位置づけるなら、処遇を改善し、支援を充実させることが不可欠だ」と話す。

保育ママ 日中に働く親に代わり、自宅などで保育者1人が未就学児3人まで（補助者がいる場合は5人まで）を預かる。全国の77自治体が実施。「昼間里親」「デイホームママ」など様々な呼び名があったが法律では「家庭的保育者」と呼ぶ。保育料は自治体により異なり、月2万～3万円。保育ママの収入も補助制度次第で、子ども1人当たり月10万円ほどになる。

（2010年11月24日 読売新聞）

（中）複数の目できめ細かく

共同で実施 孤立や密室化防ぐ

横浜市郊外の私鉄駅から徒歩5分ほどにあるマンション1階。同市のNPO法人「ピッピ・親子サポートネット」が今年9月に始めた家庭的保育室「りとる・ピッピ」がある。

保育所に入園できず待機児になっていた0～2歳の5人を預かっている。この日は2人が風邪で休んだため、3人の保育者が、マンツーマンで面倒を見ていた。



「りとる・ピッピ」では、マンションの押し入れをベビーベッドに改装。保育室としての広さが十分な物件を探すのも大変だという（横浜市で）

市の委託を受けた家庭的保育（保育ママ）事業の一つ。だが従来の保育ママ事業とは異なり、個人宅ではなく賃貸マンションの一室を借り、保育士資格を持つ保育ママ3人が9人を定員に共同保育する。委託を受けているのは個人ではなく、NPO法人。同市が今年度から始めた新しい仕組みだ。

同法人が別の場所で運営する認可保育園「ピッピ保育園」が連携保育所として支援し、給食サービスや定期的な交流を実施。理事長の友澤ゆみ子さんは「保育ママというより、小規模保育。複数の目で、きめ細かく質の高い保育ができます」と話す。

今年、このような新しいタイプの保育ママ事業が各地で始まった。「個人宅の家庭的な環境で保育する」ことが特長とされてきたこの事業が、自宅以外にも広がってきた。

東京都世田谷区の私立祖師谷保育園も今年度、マンションでの保育ママ事業を始めた。園が近くのマンションに1DK6部屋を借り、保育士資格のある保育ママ6人と補助員15人を雇用。各室で5人ずつ、計30人の乳幼児を受け入れている。祖師谷保育園の保育士が定期的に各室を巡回するほか、交流行事や健康診断の実施など、こちらも保育所との連携は万全だ。

6室のうち4室は、同じマンション1階の隣り合わせの部屋。4室のうち1室の保育ママ三浦亜矢香さん（24）は「園の支援と隣同士のつながりのお陰で、保育中に孤独を感じることはありません」と話す。

新しい保育ママ事業は、保育者の孤立や保育の密室化といった、これまでの個人型保育ママの課題を解決することができる。何よりも、職業として安定している。運営母体から月給を受け取り、家賃や補助員を雇う費用の自己負担はない。休暇は取得しやすく、経験に応じた昇給もありうる。自宅に保育室を確保できず、保育ママになれなかった人にも道が開かれる。

場所や子どもを預かる方法が柔軟な保育ママ事業は、待機児童が多い首都圏で期待されている。東京都文京区も来年度、区内の国家公務員宿舎の空き部屋1室で、保育ママ2人が各3人を預かる事業を始める。また国の「待機児童ゼロ特命チーム」は、複数の保育ママが1か所で共同保育を行う「ミニ保育所」の普及を目指し、検討を進めている。

青山学院大教授の庄司順一さん（臨床保育学）は「柔軟で多様な保育の仕組みは必要」としつつも、「待機児解消のためだけの保育ママ活用は、保育ママを『保育の調整弁』として安く使うだけになってしまう恐れもある」と指摘する。「保育ママを増やすだけではなく、地域全体で子育てを支えるという考え方が大切だ」と話している。

（2010年11月25日 読売新聞）

(下) 経済的な自立 なお遠く

職業としての位置づけ 明確化必要

家庭的保育者（保育ママ）を職業として考える時、その処遇や社会的な地位はまだ不安定だ。

東京都葛飾区の保育ママを20年間続け、今は引退した田島恵子さん（74）は、保育ママを始める際、区役所で「半分ボランティアと思ってやって下さい」と言われた。「保育ママは子育てを終えた主婦をボランティアとして活用してきた。今もその延長で、職業とは見られていない」と話す。



子育てのため保育ママを休業中の古屋さん。4月に職場復帰するつもりなので、自宅の保育室は整理整頓されている（東京都北区で）

東京都内で保育ママをしている女性（39）は「質の高い保育をしたい」と、自宅とは別の場所に賃貸住宅を借りて保育室を開いている。家賃（月12万円）や補助者の雇用費（月18万円）に対する自治体の補助はなく、「子どもを5人預からないと赤字になる。好きな仕事だから続けられるけれど、経済的に自立できる職業とはいえない」。

「東京都家庭福祉員の会」が、都内18区の保育ママ（約690人）の実情をまとめた今年度の「各区現況報告書」によると、年次有給休暇の規定は10～20日と幅があり、夏休みは0日という自治体も五つ。保育ママが急な用事や病気などで休む際の代替保育の仕組みは、半分程度の自治体にしかない。預かる子どもがいない場合の収入保障や開設のための準備金などの各種補助も、自治体によってバラバラだ。

だが、国の制度として位置づけられる中で、変化の兆しもある。

東京都北区の保育ママ、古屋香織さん（34）は今年4月に長女希美ちゃんを出産、現在は1年間の“育児休業”中だ。法律に基づく育休ではないが「保育ママの認定を解除されずに1年の休業を認められた、という意味で育休です」と笑う。来年4月には希美ちゃんを別の保育ママに預けて職場復帰する予定という。

保育ママの歴史の中で、保育ママ自身の仕事と子育ての両立は困難だった。「未就学児がいないこと」を、保育ママの認定要件とする自治体が多かったからだ。国は昨年3月、

国庫補助を受けて事業を行う自治体に対して、この未就学児要件を撤廃、北区も規則を変更し、古屋さんの両立が可能になった。

滋賀県草津市は、全国的にも珍しい経験加算給を取り入れる。同市は来年1月から事業を始めるにあたり、継続年数に応じて月額委託料を5000円～2万円加算する制度を設計した。「ベースアップの考え方で士気向上につなげたい」とする。

フランスなど保育ママが普及している国では、雇用者としての位置づけが明確にされ、社会保障も充実している。保育ママ事業を柔軟に多様化させようとしている日本でも、職業としての保育ママの位置づけを明確にする必要が出てくるだろう。

山形大講師（社会学）の山根純佳さんは「日本では介護、保育などの福祉労働に、安上がりの労働力として女性を充ててきた。保育ママを国の制度として積極活用していくつもりなら、職業として労働条件を保障することが、質の向上につながるはずだ」と話している。（月野美帆子）

（2010年11月26日 読売新聞）